

川崎市木材利用促進フォーラム規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会の名称は、「川崎市木材利用促進フォーラム」（以下「本フォーラム」という。）と称する。

(目的)

第2条 本フォーラムは、川崎市内における国産木材利用の促進を図ることを目的とする。

(主な取組等)

第3条 本フォーラムは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 木材・資材、設計、建築工事、木育など各分野が有する課題等の整理
- (2) 木材に関する建築技術、流通等に関する情報を共有するための取組
- (3) 木育等による木の価値の向上及び癒し効果の普及のための取組
- (4) 新たなビジネスマッチングの機会の提供
- (5) 木材利用に関する先進事例の紹介、講演会等を通じた木材利用の普及啓発
- (6) 木材利用に関する技術力向上のための技術者の派遣
- (7) その他、本フォーラムの目的を達成するために必要な取組

第2章 組 織

(役員)

第4条 本フォーラムに、次の各号に掲げる役員を置く。なお、役員は、有識者、非営利団体会員、行政職員等の公共性・公益性を有する者により構成する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名程度
- (3) 監査役 1名
- (4) 運営委員 25名程度（会長、副会長、監査役を含む、以下同じ。）

(職務)

第5条 会長は、本フォーラムを代表し、会議を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、予め会長が定めた副会長がその職務を代行する。

3 運営委員は、運営委員会を構成し、本規約に定めるところにより、職務を執行する。

4 監査役は、本フォーラムの会計を監査する。

(役員任期)

第6条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 3 役員が欠けたために選任された役員任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(アドバイザー・オブザーバー)

第7条 本フォーラムに、アドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、本フォーラムの目的の達成のために必要な助言をすることができる。
- 3 オブザーバーは、本フォーラムの活動に、必要に応じて連携・協力する。
- 4 オブザーバーは、都道府県、指定都市、神奈川県内市町村から置くものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第8条 会議は、「総会」、「運営委員会」、「作業部会」及び「行政部会」とする。

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 3 通常総会は、年1回開催する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、運営委員会から総会の目的を示して請求があったとき又は会員の総数の3分の2以上からの要請があったときに開催する。
- 5 会議の議事進行は、会長がこれにあたるものとする。

(総会の審議事項)

第10条 総会は本規約で定める事項のほか、次の各号に掲げる事項について審議決定する。

- 2 規約の改定
- 3 会長、副会長、運営委員及び監査役の選任
- 4 事業報告及び収支決算の承認
- 5 事業計画及び収支予算の承認
- 6 会員によるプロジェクト提案の承認
- 7 その他、本フォーラムの運営に関する事項

(総会の議決権)

第11条 総会に関する議決権は、一会員につき1個とする。

- 2 総会に出席できない会員は、書面又は電磁的方法をもって議決に参加し、又はその評決を代理人に委任することができる。
- 3 前項による議決権を行使する会員は、総会に出席したものとみなす。

(総会の議決の方法)

第12条 総会は会員の総数の過半数の出席をもって成立する。

- 2 総会の決議は、会員の出席者の過半数をもってこれを決定する。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、運営委員にて構成する。

- 2 運営委員会は、総数のうち過半数の出席をもって成立する。
- 3 運営委員会の決議は、出席者の過半数をもってこれを決定する。
- 4 会長、副会長及び運営委員のうち、運営委員会に出席できない者は、書面又は電磁的方法をもって議決に参加し、又はその評決を代理人に委任することができる。
- 5 運営委員会の審議事項において、急務を要するものについては、会議を開催せずに、運営委員会を構成する者の過半数の承認をもって決定することができる。
- 6 会議の議事進行は、会長がこれにあたるものとする。

(運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 会長が特に必要と認めた事項

(作業部会)

第15条 本フォーラムにおいて具体的な木材利用の促進を図るため、企業及び団体により構成した作業部会を設ける。

- 2 作業部会の活動については、必要に応じ総会及び運営委員会で報告するものとする。

(行政部会)

第16条 本フォーラムにおいて木材利用促進に資する情報共有を図るため、国の行政機関及び地方公共団体により構成した行政部会を設ける。

- 2 本フォーラムのアドバイザー又はオブザーバーとして所属する国の行政機関及び地方公共団体は、行政部会員を兼ねることができる。

第4章 事務局

(事務局)

第17条 本フォーラムの業務を遂行するため、事務局を設ける。

2 事務局は、川崎市まちづくり局総務部企画課及び一般財団法人川崎市まちづくり公社による。

3 事務局の所在地は、神奈川県川崎市川崎区内に置くものとする。

第5章 事業年度等

(事業年度)

第18条 本フォーラムの事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(会計)

第19条 本フォーラムの収支状況については、総会において年度終了ごとに報告を行う。

第6章 会 員

(会員の要件)

第20条 本フォーラム会員は、国産木材の利用促進に関連する研究、事業又は活動を行う企業及び団体とし、1団体につき1名とする。ただし、役員となるものについてはこの限りではない。

(入会)

第21条 前条に定める会員の要件に該当する者は、別に定める入会申込書を提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

(会員の権利及び義務)

第22条 会員の権利及び義務は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 会員は、本フォーラムの事業に参加するとともに総会に出席し、各1個の議決権を有し、本フォーラムの事業に対して意見を述べることができる。

(2) 会員は、本フォーラムの規約を遵守しなければならない。

(3) 会員は、作業部会又は行政部会に属さなければならない。ただし、役員となるものについてはこの限りではない。

(4) 作業部会会員は、木材利用の促進に向けた課題の検討及びその解決に向けた具体的な取組などを行うことを目的として、別に定めるところによりプロジェクトを提案し、総会に諮ったうえで当該プロジェクト活動を実施することができる。

(権利の停止及び除名)

第23条 本フォーラムは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員会の議決により期間を定めてその権利を停止し、又はその会員を除名することができる。

- (1) 本フォーラムの事業を妨げ、本フォーラムの名誉を毀損する行為をしたとき。
 - (2) 本フォーラムの会則に反する行為をしたとき。
 - (3) 総会又は運営委員会の議決に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員の権利を停止し、又は除名しようとするときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、運営委員会において弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第24条 次の各号のいずれかの事由に該当するに至った会員は、当該事由の発生をもって本フォーラムを退会したものとする。

- (1) 第20条に定める資格を喪失したとき。
- (2) 前条の規定により除名されたとき。
- (3) 所定の様式による退会届をもって退会したい旨を届け出て、運営委員会において了承されたとき。
- (4) 会員が、会費を納入せず、督促後なお1年以上納入しなかったとき。

(退会に伴う権利及び義務)

第25条 会員が前条の規定により退会したときは、会員としての権利を失い、また義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

- 2 会員は、前条の規定によりその資格を喪失しても、本フォーラムの財産に対し何等請求することはできない。

(会費)

第26条 会員は、別途細則に定める会費を納入しなければならない。ただし、役員についてはこの限りではない。

- 2 会員は、1事業年度途中の入会の場合においても、当該年度に係る会費全額を納付しなければならない。

(会費の返還)

第27条 会員は、本フォーラムに納入した会費の返還を求めることはできない。

(届出義務)

第28条 会員は、会員の名称及び連絡先等入会の際に届け出た事項に変更が生じた場合は、事務局に対して速やかに変更事項を届け出なければならない。

附 則

- 1 この規約は、本フォーラム設立日（平成27年10月13日）から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和2年11月20日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和4年7月7日から施行する。

細則

会則 第26条に規定する会費は、年会費5,000円（税込み）とする。ただし、当面の間、会費は免除とする。